

走行距離表示に関する調査結果に基づき、再違反の 会員5社・非会員9社に対し、厳正な対処を実施 —会員5社の内、1社に「嚴重警告」、4社に「警告」の措置—

当協議会は、平成29年12月（1回目）・平成30年5月（2回目）に走行距離表示適正化の一環として、二輪車情報誌・同 Web サイトに掲載された中古バイクの走行距離表示について、過去のオークション出品履歴と照合し、適正に表示されているかの実態調査を実施いたしました。

その結果、1回目および2回目の調査いずれにおいても不当表示が認められた14社（会員販売店5社、非会員販売店9社）に対し、会員販売店については公正競争規約違反として、1社に対し「嚴重警告」、4社に対して「警告」の措置をとりました。また、非会員販売店9社については景品表示法違反として、消費者庁による措置の要請を実施いたしました（内容については現在消費者庁および管轄都道府県において確認を実施中）。

会員販売店の皆様におかれましては、同様の問題が起こることのないよう、販売する中古バイクの二輪車情報誌・同 Web サイト、店頭展示車等の走行距離表示について、仕入れ時の帳票類（オークション落札票、業販契約書・仕入伝票等）を基に、再度ご確認いただきますようお願いいたします。

【会員販売店5社 措置の内訳】

○嚴重警告 1社

	地区	オークション流通時の内容	情報誌やWebの掲載内容
1	福岡	*（走行距離減算歴車）	実走行

○警告 4社

	地区	オークション流通時の内容	情報誌やWebの掲載内容
1	東京	*（走行距離減算歴車）	走行距離疑義車
2	石川	?（走行距離疑義車）	実走行
		*（走行距離減算歴車）	走行距離疑義車
3	埼玉	?（走行距離疑義車）	実走行
4*	神奈川	*（走行距離減算歴車）	実走行

※「4」の事業者については、業販仕入れによる車両のため、直接的にオークション流通時の内容は把握していなかったものの、仕入れ時の確認不足から起きた不当表示であったため措置を採ったもの

【公正競争規約違反に対する措置《嚴重警告・違約金》】

公正競争規約違反（不当表示）に対して自動車公正取引協議会が行う措置。違反行為の排除及び同様の違反行為を行わないよう命じるもの。悪質性が高いと判断された場合は、併せて違約金を課し、会報誌等で事業者名及び違反行為を公表する。

【景品表示法違反に対する措置《措置命令・課徴金》】

不当景品類及び不当表示防止法違反に対して消費者庁及び都道府県が行う行政処分。違反行為の撤回、再発の防止を命じるもの。加えて課徴金を課される場合もある。消費者庁 HP や記者会見等において事業者名及び違反行為について公表、また、違反をした事業者は、違反となる広告を掲載した媒体に謹告文等を自費で掲載する必要がある。

正しい走行距離表示に関する表示方法や、よくあるご質問等につきましては、現在ホームページに公開していますので、以下 URL よりご参照下さい。

- 走行距離表示に関するページ <http://www.aftc.or.jp/contents/mc/meter/index.html>

この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人 自動車公正取引協議会 二輪車業務部まで TEL 03-5511-2113